

民間事業者の合理的配慮の提供義務

2021/5/10 河合塾 KALS

赤本 2021 p216 に「障害者差別解消法により、行政機関は合理的配慮の提供が義務づけられた（民間は努力義務）。」という記載があります。この「民間は努力義務」という点について、原則として正しいのですが、以下の例外があります。

・ 障害者雇用における、民間事業者の合理的配慮の義務化

障害者雇用促進法（障害者の雇用の促進等に関する法律）の改正により、すべての事業主に対して、障害者雇用に関する合理的配慮の提供が義務付けられました。

【参考】 障害者雇用に関する合理的配慮とは

- ・ 募集及び採用時においては、障害者と障害者でない人との均等な機会を確保するための措置
- ・ 採用後においては、障害者と障害者でない人の均等な待遇の確保または障害者の能力の有効な発揮の支障となっている事情を改善するための措置

・ 東京都の都条例による、民間事業者の合理的配慮の義務化

東京都においては、差別解消の取り組みを進めることを目的として、都条例で民間事業者の合理的配慮が義務化されました。（とはいえ、東京都独自の条例であるため、公認心理師試験で出題されることはほぼ無いと思われま

【参考資料・引用文献】

1)厚生労働省 事業主のみなさまへ

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000635063.pdf>

2)東京都 障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例

https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/shougai/shougai_shisaku/sabetsukaisho_yougo/sabekaik_eihatsu.files/joureileaflet.pdf

1)



2)

